

農業委員および農地利用最適化推進委員の募集と推薦

農業委員に関して 問 第二庁舎農業振興課 (〒680-8571 上魚町 39 番地) ☎ 0857-20-3232 ☎ 0857-20-3047
農地利用最適化推進委員に関して 問 第二庁舎農業委員会事務局 (〒680-8571 上魚町 39 番地)
☎ 0857-20-3393 ☎ 0857-20-3043

7月20日から新たな体制になります

農業委員会の業務がこれまでの「農地法に基づく許認可業務」に加えて「農地等の利用の最適化の推進」が重点化され、農業委員の選出方法の変更のほか、新たに農地利用最適化推進委員が設けられました。

1. 要件

- 農業委員
農業に関する見識を有し、農業委員会の所掌事務(農地の売買や貸借の許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消など)を適切に行うことができる者
- 農地利用最適化推進委員
担当地域において、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に熱意と見識を有する者

2. 推薦、募集定数および任期

- 農業委員: 24人(地域別の定数は設けません)
任期: 7月20日~平成32年7月19日
- 農地利用最適化推進委員: 14地域 48人(右記参照)
任期: 委嘱日(7月20日以降)~平成32年7月19日

3. 募集期間

2月1日(水)~3月3日(金) 必着

4. 募集方法

- 農業委員、農地利用最適化推進委員のどちらも「推薦」と「自らの応募」の2種類の方法があります。
- 推薦
本人の同意を得て農協、自治会、会社などの組織・団体または個人が推薦
 - 自らによる応募

※「募集要項」「推薦・応募用紙」などは、募集期間中に本市公式ホームページからダウンロードできます。また、農業委員会事務局、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、農協本店および各支店の窓口にも備え付けます(1月下旬)。募集に関する詳細は「募集要項」をご覧ください。なお、提出先は、農業委員は「農業振興課」に、農地利用最適化推進委員は、「農業委員会事務局」に郵送または持参してください。

■農地利用最適化推進委員 担当の地域別定数

地域名	地区名	推薦および募集定数
旧市	久松、醇風、遷喬、修立、日進、明德、富桑、城北、浜坂、稲葉山、岩倉、美保	3人
	邑美	面影、倉田、米里、津ノ井
せんだい	神戸、大和、美穂	3人
高草	大正、東郷、豊実、明治	4人
湖南	松保、大郷、吉岡	3人
湖東	末恒、湖山、賀露、千代水	3人
国府	大茅、成器、宇部野	5人
福部	福部	2人
河原	河原、国英、八上、散岐、西郷	6人
用瀬	社、用瀬、大村	2人
佐治	旧1区、旧2区、旧3区、旧4区	2人
気高	逢坂、浜村、瑞穂、酒津、宝木	5人
鹿野	鹿野、勝谷、小鷲河	3人
青谷	日置、日置谷、勝部、中郷、青谷	4人
14地域	59地区	計48人

土地(保留地)公売のお知らせ

問 本庁舎都市環境課
☎ 0857-20-3277 ☎ 0857-20-3048

本市が土地区画整理事業にて整備した土地(保留地)を一般向けに公売します。詳細は、都市環境課窓口に備付けのしおり、または本市公式ホームページをご確認ください。

公売する土地(保留地)

- 江津: 2区画(165平方メートル~234平方メートル)
鳥取県立中央病院の北側に位置する、第一種中高層住居専用地域
 - 千代水第二: 18区画(300平方メートル~4754平方メートル)
イオン鳥取北店周辺に位置する、産業・流通業務地区
- 公売期間 1月4日(水)~18日(水)
抽選 とき: 1月20日(金) 13:30~
ところ: 市役所本庁舎4階第2会議室

※申込みのない土地(保留地)は、公売期間終了後、随時申込を受け付けます。

鹿野町湯川住宅団地宅地分譲中!

定期借地権付土地活用制度を利用しませんか?

問 鳥取市土地開発公社事務局 ☎ 0857-22-4742
本庁舎建築住宅課 ☎ 0857-20-3291 ☎ 0857-20-3059
鳥取市(地主)に借地保証金と月々の賃料を支払っていただければ、(51年間)お好きなマイホームを建ていただけます。

分譲ももちろんOK!

希望者には温泉の引き込みも可能。「のんびり・ゆったり」鹿野町で“温泉生活”はいかがですか?

販売区画数 27区画
販売単価 3.3平方メートル(1坪)当たり10.5万円
1平方メートル当たり31,760円
販売価格 7,556,800円~10,354,000円
月額賃料 9,900円~13,600円(最多11,000円台)
面積 237.94平方メートル(72.1坪)~326.00平方メートル(98.8坪)

- 所在地/鳥取市鹿野町今市
- 道路/区画道路幅員6メートル
- 学校/市立鹿野小学校・市立鹿野中学校

避難行動要支援者支援制度の取り組みを行っています

問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474 ☎ 0857-20-3406、各総合支所市民福祉課 (☎ 14ページ)

【制度の目的】

災害が発生したとき、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が、情報伝達、安否確認などの支援を受けられる体制づくりを促進しています。

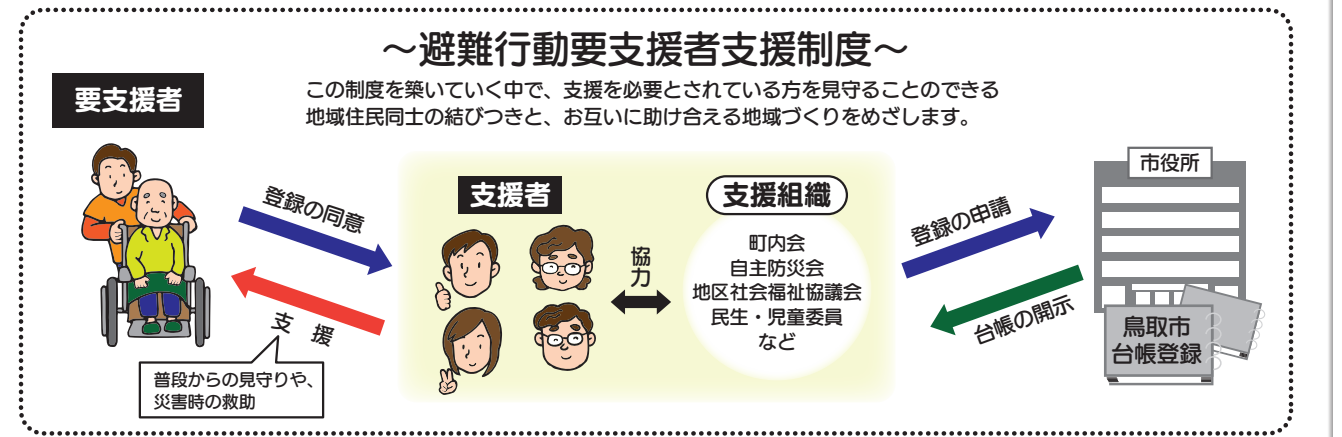
【制度の内容】

制度に登録された人の情報は、「避難行動要支援者登録台帳」にして、支援者、地域の支援組織に提供し、日ごろの見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用します。

【制度の登録】

登録を希望される人は、お住まいの自治会町内会長(自治会町内会未加入の人は、民生児童委員)へご相談のうえ、市に申請書を提出してください。登録申請書は、市障がい福祉課または各総合支所市民福祉課の窓口、本市公式ホームページからも入手できます。

※平成26年に「災害時要援護者支援制度」から「避難行動要支援者支援制度」に名称変更しました。災害時要援護者支援制度時にすでに登録された人の情報は、避難行動要支援者支援制度に引き継がれていますので、ご安心ください。



浄化槽の正しい維持管理について

問 下水道経営課 ☎ 0857-20-3923 ☎ 0857-20-3319

浄化槽は、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、維持管理が不十分だと機能が低下し、汚れた水が川などに流れてしまいます。

そのため浄化槽は、保守点検、清掃、法定検査の実施が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理をお願いします。

●浄化槽の維持管理

- ①保守点検 機械の点検・修理・消毒剤の補充
家庭用では、年に3回~4回以上
- ②清掃 たまった汚泥の除去
年1回(全ばき方式は6か月に1回)以上
- ③法定検査 浄化槽の外観や放流水質の検査
【設置後検査】使い始めて3か月~5か月の間に1回
【定期検査】毎年1回

●こんなときは市への届出が必要です。

- ◆新設および構造変更 ◆使用の開始 ◆管理者の変更
- ◆使用の一時休止 ◆廃止



鳥取市移住・交流情報ガーデン1周年

問 鳥取市移住・交流情報ガーデン
☎ 0857-30-6631 ☎ 0857-30-6662
開館時間 10:00~18:00(土・日・祝は17:00まで) 月曜休館

ガーデンがオープンして1年。記念のコンサートとギャラリーをお楽しみください。

●オープニングコンサート&交流会

とき 1月14日(土) 13:30~15:30
内容 小村みなみ声楽コンサート、移住者交流会(小村みなみプロフィール)
鳥根県出身。1ターン。クラシック音楽や民謡、歌謡曲など、幅広いレパートリーでファミリーコンサート、ボランティアコンサートなど各地で公演を行っている。

●ガーデンギャラリー「蒼のじかん」

とき 1月14日(土)~22日(日)
内容 森和之(陶芸)+藤田美希子(絵画)
●ギャラリートーク&交流会
とき 1月21日(土) 14:00~16:00
(森和之プロフィール)
鳥取市出身。Uターン。前田昭博さんに師事し、2011年に鳥取市青谷町にて独立。日本伝統工芸展、長三賞陶芸ビエンナーレなど入選多数。
(藤田美希子プロフィール)
千葉県出身。1ターン。ミュンヘン造形芸術大学在学中にポーロニャ国際絵本原画展に入選。2016年帰国、鳥取市鹿野町を拠点に活動する。